

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成17年12月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ(B・C)において、アース線に断線が認められたため、アース線を点検・修理	
2	1号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置(ACH-1・2)において、冷凍機油圧低によるトリップ事象が認められたため、空調機を点検・修理	
3	1号機	廃液サージポンプ出口サンプリング元弁において、ヨーク部に緩みが確認されたため、当該部を点検・修理	
4	1号機	廃棄物処理系シャワードレンポンプ(B)において、グランド部にリークの増加が認められたため、当該部を点検・修理	
5	1号機	廃棄物処理装置運転記録において、廃液サンプルタンク(B)のレベル記録に、誤りが認められたため、記録を訂正	
6	1号機	廃棄物処理装置運転記録において、採取日記録に誤りが認められたため、採取日を訂正	
7	2号機	使用済の移動式炉内計装系検出器が保管場所である燃料プール内バスケットへ移動されず、中性子モニタ装置室に仮置きになっていたことが判明したため原因を調査	N0.14の関連不適合
8	4号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ(A)において、メカニカルシール部よりリーク(鉛筆芯1本程度)が認められたため、当該部を点検・修理	
9	5号機	復水貯蔵タンク西側トレンチ内(屋外)において、照明用の電線ケーブルが切れていることが認められたため、電線を点検・修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	6号機	非常用ガス処理装置(A)において、入口流量計(FI-26-30. 1A、D17-R102)の指示不良が認められたため、当該流量計を点検・校正	
11	6号機	原子炉再循環MGセット室の空調機(U41-AH6-12B)運転時、ベルト部より異音が認められたため、当該部を点検・修理	
12	6号機	燃料プール冷却浄化系において、逆洗水圧力調整弁(PCV-63)の動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	
13	その他	廃棄物構内移送用車両において、ダイナモ(発電機)の故障が認められたため、発電機を交換	
14	その他	中性子検出器の廃棄物管理報告において、計測制御グループの台帳と燃料グループの台帳の廃棄検出器数に相違が認められたため、対応・検討	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで